

産業厚生常任委員会 追加資料

平成30年9月5日
都市整備部 都市政策課

目 次

天神東袴鹿谷土地区画整理事業について

1 天神東掎鹿谷土地区画整理事業について

大規模小売店舗立地法

(目的)

大規模小売店舗が地域社会との調和を図っていくためには、交通・環境問題等の周辺の生活環境への影響について適切な対応を図ることが必要であるため、法を制定し、地域住民の意見を反映しつつ、地方自治体が大規模小売店舗と周辺の生活環境との調和を図っていくための手続等を定めている。

(法律の概要)

- ・ 大規模小売店舗（店舗面積1,000㎡を超えるもの）を新設・変更する者は、都道府県（政令指定都市を含む）に届け出なければならない。
- ・ 経済産業大臣は、生活環境の保持のため、交通、騒音、廃棄物等、設置者が配慮すべき事項を指針として定める。
- ・ 設置者は、指針に沿って、駐車場の確保、騒音の抑制、廃棄物の保管等の対応を図らなければならない。
- ・ 都道府県は、地元市町村や地域住民等の意見を踏まえ、設置者に意見を述べることができる。
- ・ 都道府県は、設置者が意見に従わない場合には、勧告等を行う事ができる。

(1) [] の届出等に関する経緯

平成28年 8月 2日	<u>大規模集客施設基本計画</u> 兵庫県へ提出 ※大規模集客施設の立地に係る都市機能の調和に関する 条例第3条第1項の規定に基づく届出
平成28年 8月16日	兵庫県から加東市へ意見照会
平成28年 9月 1日	加東市から兵庫県へ意見に係る回答報告
平成28年10月21日	兵庫県から [] へ意見について通知 兵庫県から加東市へ意見通知した旨連絡
平成28年11月 1日	<u>大規模小売店舗届出書</u> 兵庫県へ提出 ※大規模小売店舗立地法第5条第1項の規定に基づく届 出
平成28年11月22日	兵庫県から加東市へ意見照会
平成28年12月 5日	加東市から兵庫県へ意見に係る回答報告
平成29年 4月26日	兵庫県から [] へ意見について通知 兵庫県から加東市へ <u>大規模小売店舗立地法の手続が完了</u> した旨連絡

(2) 大規模小売店舗立地法に関連する届出に係る県道小野藍本線の資料中表記について

- ・大規模集客施設基本計画（平成28年8月2日届出）
「(平成30年3月頃 供用開始予定)」と表記
- ・大規模小売店舗届出書（平成28年11月1日届出）
「(将来延伸予定)」と表記

表記内容が変更されていることにつきましては、県道所管部局課の指導によるもので、加東市の意見回答によるものではありません。

(届出関係法令の説明)

- ※「大規模集客施設基本計画」は、大規模集客施設の立地に係る都市機能の調和に関する条例第3条第1項（兵庫県条例）の規定に基づく届出です
- ※「大規模小売店舗届出書」は、大規模小売店舗立地法第5条第1項（法律）の規定に基づく届出です